

住民票の写し等の交付申請の方法について

— 郵送申請の場合 —

法人各位

葛飾区 戸籍住民課

葛飾区では、個人情報保護のため法人各位からの住民票の写し等の郵送申請については、住民基本台帳法等に基づき下記のように取り扱っております。ご理解・ご協力をお願い申し上げます。

また、独自の取扱いとして、他人の戸籍謄本や住民票の写し等を不正に取得した事実が明らかになった場合、被害者に請求人の氏名などを通知します。

なお、戸籍謄本等の交付申請につきましては、別チラシをご覧ください。

1. 申請書への記載事項

申請書に次の事項をご記入ください。

- (1) 申請年月日
- (2) 申請する法人の所在地、法人名、代表者または支店長等の氏名、押印（*1）、電話番号
（*1）押印していただく印は、代表取締役印、社印、代表取締役の私印、支店長印などです。
- (3) 申請の対象となる方の氏名、住所
- (4) 住民票の写し等の必要通数（続柄、本籍の記載を必要とする場合は、その理由）
- (5) 申請理由

第三者（本人等以外）の方が申請できる場合と申請理由の記入事項は、次のとおりです。申請理由は具体的に記入し、その申請理由が確認できる資料を添付してください。

ア. 自己（申請者）の権利の行使や義務を履行する必要があるとき

【申請理由の記入事項】

- 権利または義務が発生する原因となった具体的な事実
- 権利または義務の内容の概要
- 住民票の写し等の記載事項を確認する必要性

イ. 国または地方公共団体の機関に提出する必要があるとき

【申請理由の記入事項】

- 住民票の写し等を提出すべき国または地方公共団体の機関の名称
- 提出を必要とする具体的な理由

ウ. 住民票の写し等の記載事項を利用する正当な理由があるとき

【請求理由の記入事項】

- 住民票の写し等の記載事項を利用する具体的な目的
- 住民票の写し等の記載事項を利用する具体的な方法
- 住民票の写し等の記載事項を利用する必要があることの具体的な理由

(6) 従業員が申請事務を行うとき

支店名または営業所名（事務所名）および所在地、所属部署、担当者氏名、電話番号

2. 添付書類

- (1) 代表者が申請事務を行うとき（①～③の書類）

① 法人の主たる事務所の所在地を確認するための書類

法務局発行の「代表者事項全部(一部)証明書」または「履歴(現在)事項全部(一部)証明書」、商業登記簿謄本、定款、寄付行為の写し等

② 代表者の資格証明書

③ 代表者の本人確認書類(*2)の写し

(2) 支店長等が申請事務を行うとき(①~③すべての書類)

① 支店等の主たる事務所の所在地を確認するための書類

法務局発行の「履歴(現在)事項全部(一部)証明書」、支店等名およびその所在地が記載されている商業登記簿謄本・定款・寄付行為の写し等

上記のもので確認ができない場合は、支店等のパンフレット、支店等案内のホームページを出力したもの等

② 支店長等の資格証明書

③ 支店長等の本人確認書類(*2)の写し

(3) 従業員が申請事務を行うとき(①~③すべての書類)

① 支店等の所在地を確認するための書類

法務局発行の「履歴(現在)事項全部(一部)証明書」、支店等名およびその所在地が記載されている商業登記簿謄本・定款・寄付行為の写し等

上記のもので確認ができない場合は、支店等のパンフレット、支店等案内のホームページを出力したもの等

② 従業員に住民票の写し等の交付申請をする権限が付与されていることを証する書類

代表者もしくは支店長等が作成した委任状または社員証の写し

③ 従業員の本人確認書類(*2)の写し

(*2) 本人確認書類の種類

原則として、氏名および住所または生年月日のわかるものです。ただし、通知カードは本人確認書類にはなりません。

(例) 自動車運転免許証、旅券(パスポート)、写真付き住民基本台帳カード、在留カード、健康保険証、年金手帳など

3. 送付先

上記2の添付書類で確認した法人の本店、支店または営業所(事務所)等の所在地に送付します。

◎ 問い合わせ先

葛飾区役所 戸籍住民課 住民記録係 電話 03(5654)8191(直通)
03(5654)8192(直通)